

第 4 編

個別災害対策編

第 1 章～第 9 章

第1章 水害対策計画

第1節 水防管理団体等体制整備計画

洪水による水害を防止するために、水防管理団体である町が実施する水防活動体制の整備を図る。

1 水防管理団体の義務

(1) 水防管理団体の責務

町は、町内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理団体である町長は、平時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

(3) 指定水防管理団体

① 町は、県より指定水防管理団体に指定されている。

② 水防計画の策定に当たっては、洪水・津波等の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

(4) 水防計画の策定・公表

町長は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

2 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

① 町は、毎年1回以上の水防訓練を実施する。

② 水防管理者は、河川、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

③ 河川、砂防の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

(2) 水防団等の育成強化

① 水防管理者は、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

② 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

③ 青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

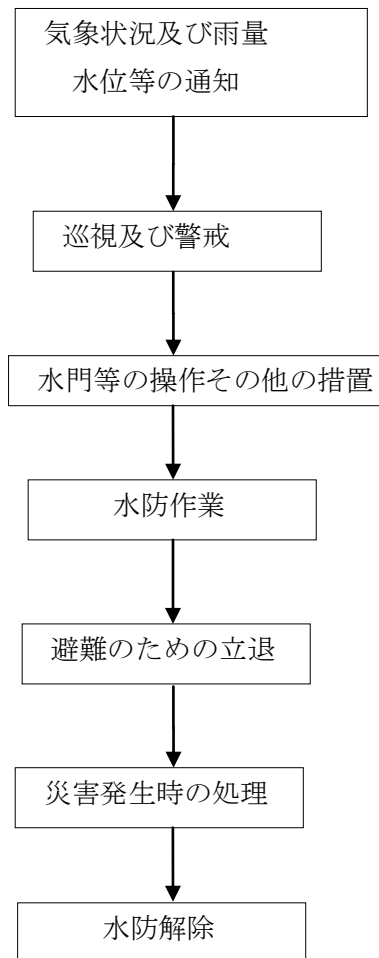
(3) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる施設の整備に努める。

第2節 水防活動計画

洪水による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、町がこれを警戒し・防御し、被害を軽減するための水防活動について定める。

1 水防活動フロー



2 水防管理団体の水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常に河川を巡視する。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備える。
- (3) 洪水予報が発せられた場合は、関係機関と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- (4) 水防警報が発せられたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、出動準備を連絡し団員の待機をもとめると共に一般に周知せしめること。

また、水位が警戒水位に達した時は山形県水防信号規則第1信号により地域住民に周知す

る。

- (5) 氾濫注意水位に達し、なお上昇おそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断の上、団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる。(法第17条)
- (7) 緊急の必要がある場合は、消防本部に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる。(法第22条及び第23条)
- (8) 県に自衛隊の出動要請をすることができる。
- (9) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署に通知の上、避難のための立ち退きを指示しなければならない。(法第29条)
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大防止するよう努めるとともに、警察署その他の関係機関に通報しなければならない。(法第26条)
- (11) 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うと共に水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、県に提出しなければならない。(法第47条)

3 住民に対する気象状況の通知

町は、県、気象台より気象状況の通知を受け、必要があると認めるときは、その内容を住民に周知する。

4 巡視及び警戒

(1) 巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、法第9条の規定により、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発せられた場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視すると共に、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに関係機関に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ① 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ② 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③ 天端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防の越水状況
- ⑤ 桶梁その他の構造物との取付部分の異常

5 水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が

最大のとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は異常減水時に生ずる場合が多い。(水位が最大洪水位の3/4に減水したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

(2) 工法

水防工法は堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施行した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資材器具及び運搬具(資料6参照)

水防用資材器具及び運搬具は、原則として各水防管理団体において整備するものとし、県は側面的な援助をなすものとする。(法第41条及び第44条の2)

6 避難のための立退き

(1) 退去の呼びかけ

町長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼びかける。

(2) 避難のための立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命令を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認めら区域の居住者に対し、避難のために立退くべきことを指示することができる。

(3) 避難及び立退き

水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路等を定め、地域住民に周知しておくものとする。

7 災害発生時の処理

(1) 堤防、溜池、樋門又は角落し等が決壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

また、関係機関に急報すると共に応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

(2) この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

- ① 居住者に対する立退き指示、避難誘導等
- ② 水防支部、所轄国土交通省事務所、隣接水防管理団体及び警察署への急報

8 水防解除

(1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下回り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。

(2) 水防解除を命じたときは、県に報告するとともにこれを一般に周知する。

第3節 応援計画

1 地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。(法第24条)

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長もしくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。(法第23条)

4 指導

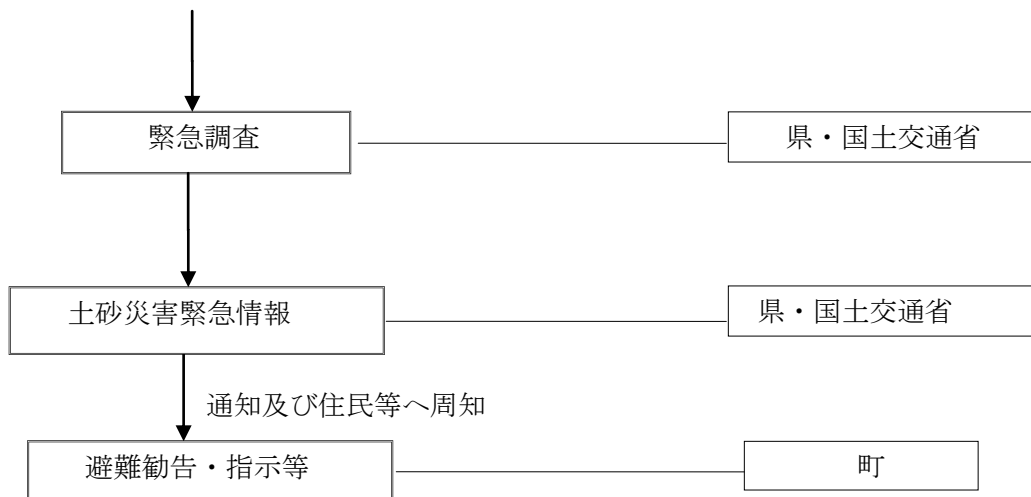
町は、県、消防機関の長、警察と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは水防団（消防団）の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の指導を行うものとする。

第2章 大規模土砂災害対策計画

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、町が実施する大規模土砂災害対策について定める。

1 大規模土砂災害対策フロー

※ 大規模土砂災害現象の発生



2 緊急調査

県は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査では、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

重大な土砂災害の急迫下危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫下危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね 20mm 以上ある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね 20mm 以上ある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	県

3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難勧告・避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報(土砂災害緊急情報)を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

県及び国土交通省は、市町村が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

4 避難勧告・指示等

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難場所等を示したハザードマップの作成、住民等への伝達方法など、警戒避難体制の整備を図るものとする。

第3章 雪害対策計画

第1節 ライフライン等の確保計画

降雪期における交通、電力及び通信を確保するために、町及び関係機関が実施する雪害対策について定める。

1 交通の確保

(1) 道路施設の交通確保

① 町の管理道路

町は、毎年「除雪事業計画」を定め、除排雪を実施して雪害予防に努める。

計画の策定にあたっては、町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。また、路線の選定にあたっては、主な幹線道路、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定するものとする。

② 町道の除雪

- ア 町は、除雪事業計画に定めるところにより、冬期間の交通確保を図るための除雪を行う。
- イ 防災上必要と認められる場合は、計画的に優先路線から除雪するものとする。

③ 地吹雪対策の推進

町、及び防災関係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して、次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

ア 地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪柵を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、降雪期の道路状況把握に努める。

イ 利用者への啓発

町、消防機関及び警察は、地吹雪対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえ、相互に協力して利用者への啓発に努める。

(2) 鉄道施設の交通確保

鉄道事業者は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

(3) 住民等への広報

各施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民や乗客に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報を努める。

2 電力の確保

東北電力株式会社山形支店は、積雪時における電力の供給を確保するため、送電線路及び配

電線路等の雪害予防及び復旧体制の整備を図る。

3 通信の確保

(1) 電気通信事業者の雪害予防措置

電気通信事業者は、雪害のおそれのある電気通信設備等について融雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

(2) 孤立地区における通信確保

町及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、地域防災無線設備や停電時における補助電源設備の整備及び衛星携帯電話の整備により通信手段の他ルート化に努める。

第2節 雪崩防止計画

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するために、町及び関係機関及び施設管理者が実施する雪崩防止対策について定める。

1 雪崩危険箇所の調査・周知（資料7参照）

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

雪崩対策事業の効率的実施のためには、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所の的確な把握が必要であることから、既存資料の収集・整理や地図・判読のほか、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

町は、県より情報の提供を受けた雪崩危険箇所を町地域防災計画に登載するとともに、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図るものとする。

2 雪崩防止施設等の整備

町は、雪崩防止施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して、適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するものとする。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対しては、関係機関と協議し、雪崩防止林、階段工、予防柵等の雪崩予防施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその付属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

3 危険箇所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

(2) 町等による監視

町は、消防機関と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落へ連絡員の配置に努め、雪崩発生の際及び雪崩を発見したときの通報、警戒に当たらせる。

(3) 住民への心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町に通報し、必要に応じ自主的に避難する。

4 事前回避措置の実施

(1) 住民への雪崩情報の周知

① 町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

② 町は、雪崩発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めるときは、住民に対し避難の勧告又は指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受け入れ体制をとるとともに、十分な救護措置を講じる。

(2) 鉄道・道路施設等の対策

鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

5 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩等発生状況の把握及び被災者の救助

① 町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩等の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

② 町は、住民等が被災した場合、直ちに消防本部及び警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行うものとする。

例えば、次のような場合に救出するものとする。

(ア) 雪崩のため、雪に埋没したような場合

(イ) 雪崩等のために倒壊した住宅等の下敷きになったような場合

(ウ) 孤立した地域に取り残され、多数の生命が危険になると予想される場合

(エ) 山岳で遭難し、生命が危険になった場合

(オ) 地吹雪のため、自動車等から脱出することが困難になった場合

③ 町は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じるものとする。

(2) 鉄道・道路等施設の被災時の対策

① 道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の車両の運行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、被災者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び警察署に通報して救援を求めると

ともに、自らも救出作業に当たるものとする。

- ② 町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、通行車両の中に乗客や乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。
- ③ 警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施するものとする。

(4) 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請するものとする。

第3節 住民生活の安全確保計画

積雪期における住民生活の安全を確保するために、町及び関係機関が実施する雪害予防計画について定める。

1 一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

町は、建築物の新築、増改築工事等を行う所有者に対し、近隣の状況や敷地の状況等による周辺への影響を十分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努めるものとする。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も困難となってきていることから、町は関係機関と連携し、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努めるものとする。

(3) 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

町は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みに向けた啓発を行ったり、地域への支援を行う雪害ボランティアの組織化を図る。

また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制作りを進める。

(4) 雪に係る事故防止の啓発

町は、県の発表する雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報等を活用し、雪に係る事故防止について、住民に対し啓発し、災害の未然防止に努めるものとする。

① こまめな雪下ろしの励行

ア 建物の構造によっても異なるが、おおよそ屋根に40 cm以上積もった場合は雪下ろしを励行すること。

イ 建物から道路上に雪下ろしをした場合は、速やかに除雪を行い通行の邪魔にならないよう措置すること。

ウ 雪を投棄することにより思わぬはん濫を招くことがあるため、水路にみだりに雪を捨てないこと。

② 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

トタン屋根等の場合は、すべり止めの施設があっても外気の上昇により雪崩となる場合があるため十分注意すること。

③ 雪下ろし中の転落による事故防止

④ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止

⑤ 非常時における出入口の確保

⑥ 換気口の確保

⑦ ガス供給配管の点検

- ⑧ 外気の上昇している場合、山際の道路を通行するときはなだれによる被害を受けないよう注意すること。

2 孤立集落対策

町は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努めるものとする。

3 空き家等対策

全国的に「空き家」が増加傾向にある中、本町においても同様の傾向にあり、住まいとしての活用が期待できる物件がある一方で、老朽化が進み管理不全に陥ることなどにより、防災・防犯性の低下や景観の悪化など、住民の安全・安心な暮らしに悪影響を及ぼす恐れが生じている。

今後益々「空き家」の増加が予想される中、空き家は個人所有の財産であることから、管理する義務を負うものであり、所有者に適正管理の指導・要請を行う。

また、危険な状態にあるものについては、自主防災組織による見守りを強化しながら地域と町の連携強化を図り、対応を強化するものとする。

町は条例に基づき、空き家の実態調査を行い、収集した情報を基に、安全確保の実行性を確保するため各種の対応を行うものとする。

4 消防水利の整備

町は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、豪雪地に適した多段式消火栓や立ち上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

5 豪雪対策本部の設置

(1) 豪雪対策本部の設置基準

まとまった降雪が何日間も続き、町内に災害の発生する恐れのある場合、情報収集並びに関係部署の連絡体制を強化するため、副町長を議長とする豪雪対策連絡会議を設置するものとし、さらに樺地内の観測値の積雪が170 cmに達し、引き続き降雪が見込まれるときや、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、町長を本部長とする豪雪対策本部に体制を移行し、円滑な豪雪対策と災害の未然防止に努めるものとする。

(2) 本部の組織

① 豪雪対策本部は、町長を本部長、副町長を副本部長とし、教育長、庁内の課長職にある者を本部員として組織する。

② 事務局は総務企画課内に置くものとする。

(3) 本部会議と開設の通知

本部の開設にあたっては、本部会議を開催するものとし、町防災会議委員、県、消防本部、長井警察署へ開設を報告するものとする。

(4) 本部の解散

本部は、雪解けを待って3月いっぱいを目途に解散するものとするが、融雪等の災害が懸念される場合は、引き続き警戒体制をとるものとする。

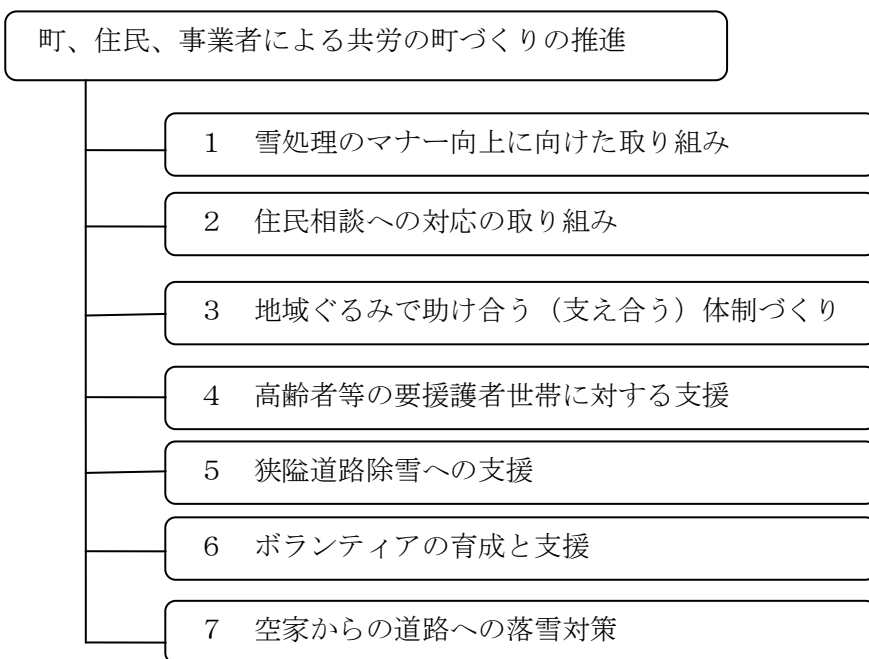
(5) 災害対策本部への移行

豪雪により特に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部に体制を移行するものとする。

6 総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」に基づき、県及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行う。

町、住民、事業者が、それぞれの役割を自覚し、責務を果たすとともに、町は住民等の主体的かつ自主的な雪処理に対する支援策を講じるなど、冬期間における住みよい環境を築くため、共労による雪対策の推進を図るものとする。



第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。このため、町は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止に努める。

1 危険物施設等の把握

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理及び自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

町内の危険物施設等（資料17参照）

2 危険物施設の安全対策

(1) 危険物取扱事業所等

① 施設構造基準等の維持

危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び施設が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

② 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

③ 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

(2) 県・消防機関

県及び消防機関は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

町内に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接する市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

1 応急活動体制の確立

町は、危険物等災害が発生したことを覚知したときは、直ちに消防本部と連絡を取り、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

- (1) 引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡を取り、立入禁止区域を設定するとともに、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの勧告又は指示を行う。
- (2) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

3 危険物取扱事業所等の応急対策

事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、町、消防機関、警察及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

- (1) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。
- (2) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防本部及び警察等に連絡する。

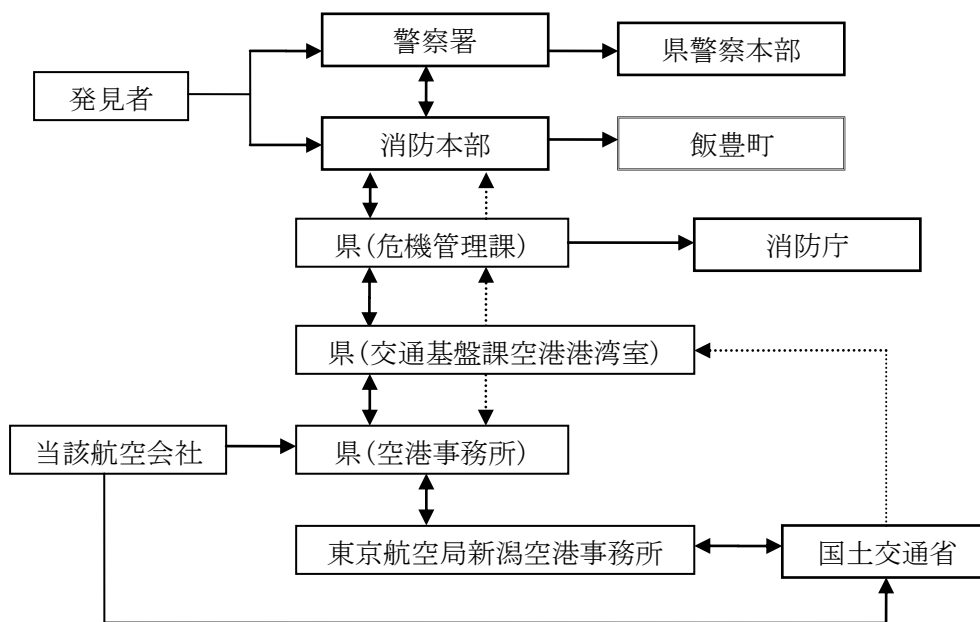
第5章 航空災害対策計画

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止を図るため、町及び県、関係機関が実施する応急対策等について定める。

1 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集、伝達

町内で航空機事故が発生した場合、町及び防災関係機関は、次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達するものとする。



(※.....▶ 国土交通省から事故情報の第1報があった場合)

(2) 広報活動

① 関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、県、警察機関及び各防災関係機関との連絡、調整を密にし、被害状況及び避難勧告等の情報を迅速かつ的確に伝えるものとする。

② 周辺住民への広報

町及び警察署は、県及び警察機関と協議のうえ、広報車等により、避難の勧告・指示について広報を行うものとする。

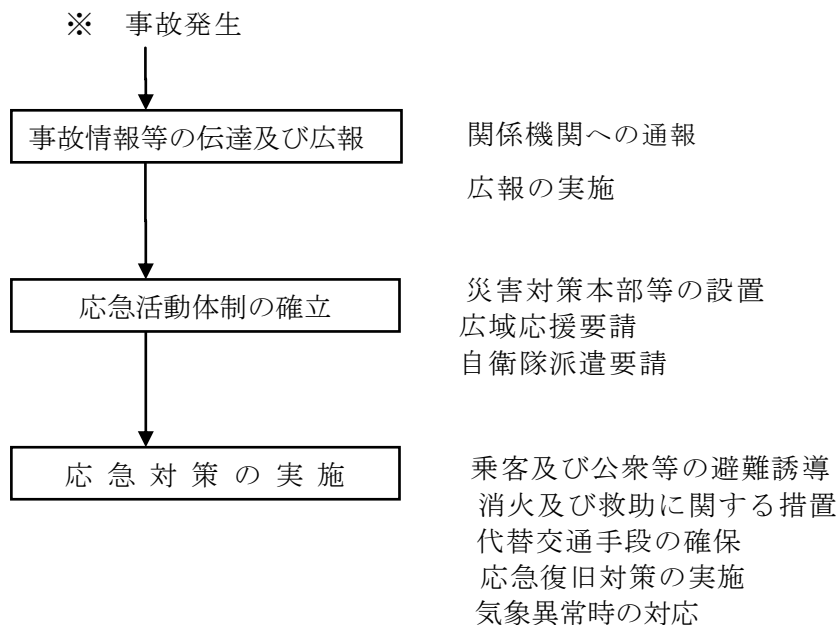
2 応急活動体制の確立

町は、関係機関と連携し、迅速かつ円滑な応急対策の実施を図るため、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」に準じて速やかに応急活動体制を整えとともに、必要に応じて現地において合同対策拠点を設置する等、協力して災害応急対策を行うものとする。

第6章 鉄道災害応急計画

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、乗客の安全の確保を図るため、町及び鉄道事業者が実施する応急対策等について定める。

1 鉄道災害応急対策フロー



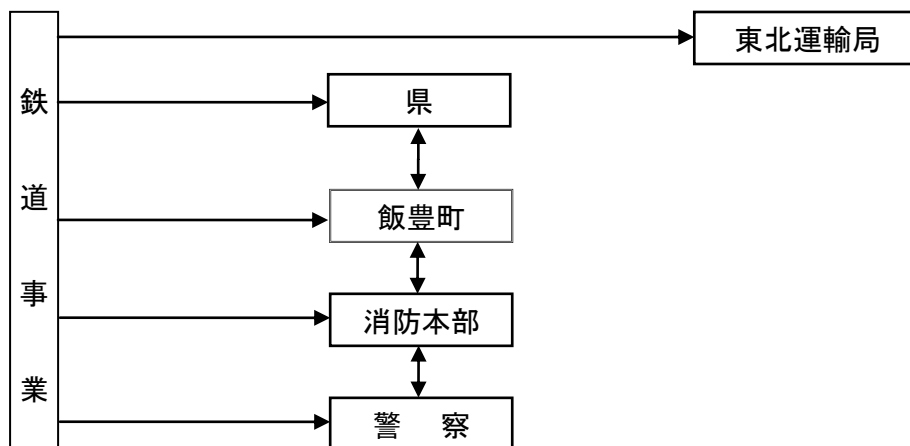
2 事故情報等の伝達及び広報

(1) 関係機関への通報

乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者から町に対し、被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について速やかに関係機関に対して通報される。

この場合、町は、関係機関と連携をとり、事故等の情報収集に当たるとともに、応急対策について協議するものとする。

【事故・災害発生時の連絡通報体制図】



このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ的確に情報を伝達する。

(2) 広報の実施

被災者の家族等及び旅客並びに住民等に対する広報は、鉄道事業者が実施する。町は、鉄道事業者から要請があった場合又は事故等の状況から特に必要があると認めた場合は、広報車等による広報活動を実施するものとする。

3 応急活動体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

鉄道事業者、警察、消防本部、県、町、関係機関は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部を設置するとともに、現地に関係機関合同の応急対策拠点を設置し、緊密な連携のもと、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努めるものとする。

(2) 広域応援要請

町は、事故・災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合は、県及び他市町村に対して応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊災害派遣要請

事故・災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

4 消火及び救助に関する措置

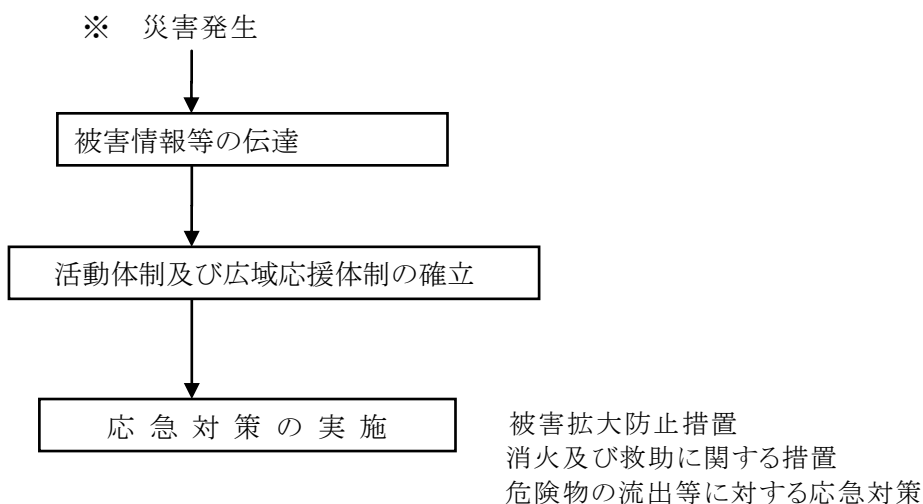
(1) 事故・災害等により火災が発生した場合は、消防本部と連携して、旅客及び周辺住民等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼の拡大防止を図るため、消火体制を整えるものとする。

(2) 事故・災害等による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、消防本部と連携して、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じるものとする。

第7章 道路災害対策計画

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のため、町をはじめとする道路管理者、警察、消防本部等が実施する災害応急活動について定める。

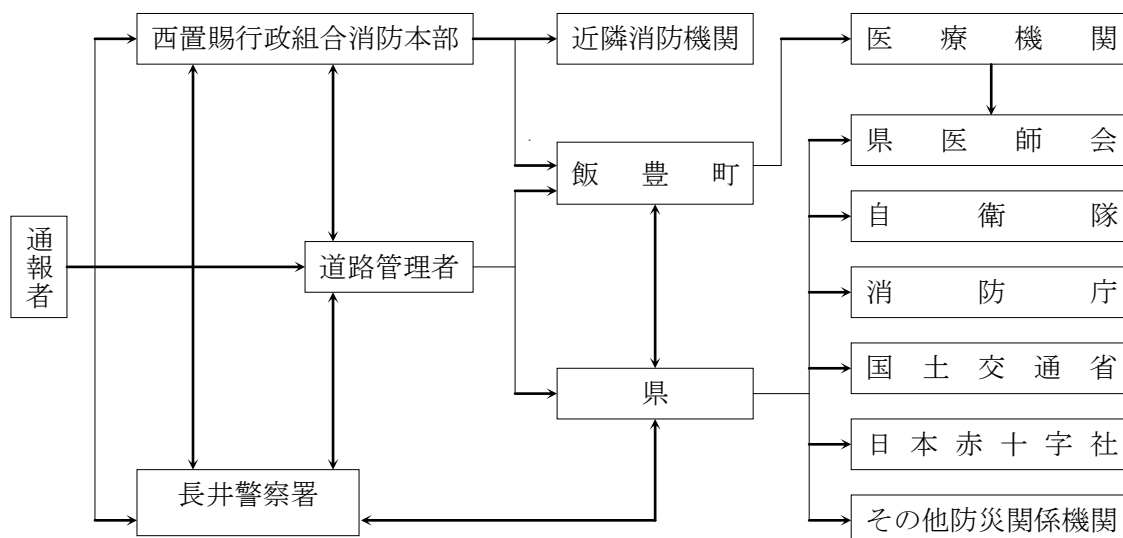
1 道路災害応急対策フロー



2 被害情報等の伝達

- (1) 道路管理者、警察及び消防本部のうち、通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県(危機管理課)及び町に連絡する。
- (3) 町は、被害の状況を調査し、県に報告する。
- (4) 県は災害発生連絡を受けたときは、警察及び町と連絡を取り、災害の状況等を確認し、総務省消防庁に報告する。
- (5) 県は、町、総合支庁を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、国土交通省に報告する。

【情報通信連絡経路図】



3 活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

道路管理者、町、関係機関は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努めるものとする。

(2) 広域応援要請

町は、事故・災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合は、県及び他市町村に対して応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊災害派遣要請

事故・災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

4 応急対策の実施

(1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため、次の措置を講じる。

① 通行の禁止又は制限

ア 道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ 道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努めるものとする。

② 道路利用者及び住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関に連絡し、報道機関を通じて又は広報車により広報を行うものとする。

(2) 消火及び救助に関する措置

① 消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速な消火活動を行うものとする。

② 道路管理者は、町の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行うものとする。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときは、消防、警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとする。

① 二次災害の防止

ア 消防機関等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染の未然防止に必要な措置を講じるものとする。

イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じるものとする。

ウ 有害物質が河川、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保

健所等は必要に応じて環境調査を実施するものとする。

② 住民の安全確保

町及び警察等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講じるものとする。

第8章 林野火災対策計画

第1節 災害予防計画

自然環境と森林資源を林野火災の被害から守るために、町及び県、国、関係機関が実施する災害予防対策について定める。

1 火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

① 林道の整備

町は、消防用車両等の通行に支障のないよう林道の適切な維持管理に努めるものとする。

② 防火水利の整備

町は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。

また、防災関係機関は、河川、池及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。

③ 消防施設等の整備

町は、県、国の支援措置を活用するなどにより、林野火災用消防施設の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

① 森林等への火入れ許可

森林等への火入れは、森林法第21条の規定に基づき、町長が許可することとなるが、許可にあたっては、消防本部や森林管理署等の関係機関と十分協議のうえ、火災予防に関する指導を徹底するものとする。また、火入れ場所が他市町に近接する場合には、当該市町に通知するものとする。

② 火気使用施設に対する指導

消防本部は、森林内及びその周辺に所在する火気を使用する施設等の管理者に対して、必要に応じて査察及び指導を行うものとする。

(3) 危険気象等に対する警戒

① 通常警戒

林野の所有者、管理者及び消防本部等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合は、林野の巡視、監視等を強化し、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努めるものとする。

② 火災警報発令と警戒

町長は、気象台から火災気象警報が発令されたとき又は気象状況が火災予防上危険と認めるときは、「火災警報」を発令することができる。発令した場合は、消防本部及び関係機関等と連携し、広報車による巡回等により住民及び入林者等に周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。

2 防火意識の普及

(1) 住民に対する啓発

町、県、森林管理署等関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

(2) 地域住民，林野関係者等に対する指導

① 地域での指導の徹底

町は、林野内に立ち入る機会多い地域住民に対して、林野火災防止の広報を実施する。

② 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、消防機関の協力を得るなどにより、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

3 消防体制等の整備

(1) 消防体制の整備

① 林野火災防ぎょ図の整備

消防機関は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防機関と協議のうえ、所要の事項を表示する。

② 町は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や森林管理署、警察、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

町は消防本部と連携して、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努めるものとする。

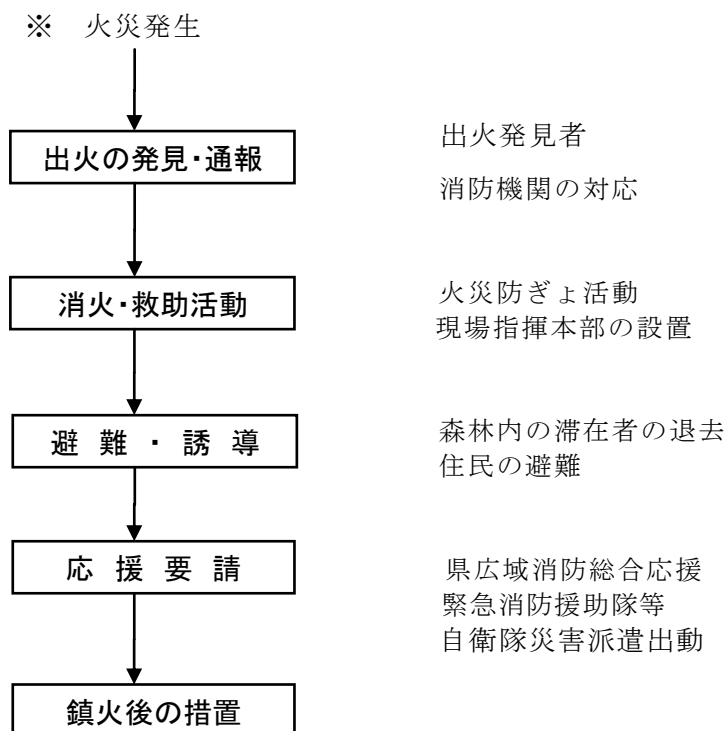
(3) 消防水利の確保

町は消防本部と連携して、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利の一層の整備を図る。

第 2 節 災害応急計画

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、町、県、消防機関、森林所有者・管理者、地域住民等が連携して実施する消火・救助活動について定める。

1 林野火災応急計画フロー



2 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林、原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに関係消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

(2) 消防機関の対応

通報を受けた消防本部は、直に出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所要の措置を講ずるよう要請するものとする。

消防団	消火活動、延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
森林の管理者	森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
県危機管理課	消防防災ヘリコプターの緊急運航
警察署	消防車両の通行確保のための交通規制
町	地域住民の安全確保

3 消火・救助活動

(1) 火災防ぎょ活動

① 町、消防機関、森林管理署及びその他の林野関係機関は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。

② 空中消火活動

町は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

③ 要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から最も確実かつ安全な方法により、他に優先して救助活動を行う。

(2) 現場指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、町のほか、関係市町村、県、警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから消防本部の消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じて現場近くに現場指揮本部を設置する。

4 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町は警察及び消防本部と連携して、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、県消防防災ヘリコプターは空から避難の呼びかけを行う。

(2) 住民の避難

町は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難勧告・指示を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

特に災害時要援護者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難支援プランを作成のうえ避難支援者を予め決めておくとともに、避難準備情報を発令するなど、時間に余裕を持った避難誘導を行う。

5 応援要請

町又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

(1) 広域消防相互応援協定

町は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に対して応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊等

県は、消防庁に対して、大規模特殊災害時における広域航空消防応援及び緊急援助隊の出動を要請する。

(3) 自衛隊災害派遣要請

町は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自

衛隊に対し派遣要請を行うとともに空中消火資機材の手配を行う。

6 鎮火後の措置

消防機関は、火災鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野管理者等は、消失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

第9章 原子力災害対策計画

第1節 基本方針

1 目的

町及び山形県の区域には原子力施設が立地しておらず、また、山形県の隣県に立地する原子力施設についても、「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)」(以下「UPZ」という。)に町及び山形県の区域は含まれていない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力福島第一原子力発電所における事故を鑑みれば、原子力施設において緊急事態が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱をできるかぎり抑えるとともに、住民等の生命及び身体の保護を目的とした屋内退避及び避難誘導等の対策をあらかじめ定めておくことが必要と考えられる。

よって、この章では、原子力災害(原子力施設における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により、放射性物質が大量に放出されることによる災害)に関し、町が実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な対策を講ずることによって住民の不安を解消し、安全・安心な生活を確保することとする。

2 国及び県の計画等との関係

国の「防災基本計画」、県の「山形県地域防災計画」を基本とし、専門的、技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」(25年9月全部改定)を十分に尊重する。

なお、原子力災害対策指針において原子力発電所のUPZのめやすは30キロメートルと示されているが、東京電力福島第一原子力発電所の事故においてはその範囲を越える地域に避難指示が発出されている。よって、原子力災害対策指針を十分に尊重しつつも、今後の改定動向を注視するものとする。

3 山形県の隣県に立地する原子力施設

(1) 宮城県

事業者名	施設名	所在地	町境までの最短距離
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	約132キロメートル

(2) 福島県

事業者名	施設名	所在地	町境までの最短距離
東京電力株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	約105キロメートル
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楡葉町及び富岡町	約112キロメートル

(3) 新潟県

事業者名	施設名	所在地	町境までの最短距離
東京電力 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市 及び刈羽郡刈羽村	約122キロ メートル

4 予測される対応等

(1) 東日本大震災時における警戒区域の設定状況

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、当初国は半径20キロメートル圏内の住民に避難指示を行い、半径20キロメートルから30キロメートル圏内の住民に屋内退避指示を行った。その後、半径20キロメートル圏内を関係者以外の立入りを禁止する「警戒区域」とし、半径20キロメートルから30キロメートル圏内を緊急時において屋内退避や避難が可能なように常に準備を行う「緊急時避難準備区域」とし、さらに、「警戒区域」外で事故から1年間の積算放射線量が20ミリシーベルトに達する可能性のある地域を「計画的避難区域」として1か月程度の間に住民に対し避難を求めた。この「計画的避難区域」は、原子力発電所から同心円内にエリアを設定されたものではなく、放射性物質の拡散状況を踏まえ市町村ごとに設定され、福島第一原子力発電所から最も遠い福島県飯舘村は半径47キロメートル圏内にある。

(2) 町において予測される対応

本町は最も近い原子力施設である福島第一原子力発電所から町境まで最短で約105キロメートルの距離にあるが、福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえ、原子力施設から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、本町にまで放射性物質が拡散した場合を想定し、情報伝達訓練などの予防対策や屋内退避及び避難などの応急対策など、住民等の生命及び身体を保護するための対策を講ずる必要がある。

第2節 災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民の不安を軽減するために、町が実施する原子力予防対策について定める。

1 原子力災害に関する防災知識の普及

(1) 防災広報

町は、県及び関係機関と協力して、住民に対し、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 全国の原子力施設の稼働、休止等の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時における町、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- ⑦ その他必要と認める事項に関すること

(2) 防災教育

町の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

2 防災業務関係者に対する教育・研修

(1) 町は、応急対策の円滑な実施を図るため、県、国及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務にかかわるものに対し、次に掲げる事項について、教育・研修を必要に応じて実施する。

- ① 原子力防災体制及び組織に関する知識
- ② 全国の原子力施設の稼働、休止等の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時における町、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 放射線及び放射性物質の測定に関すること
- ⑦ 緊急時医療に関すること
- ⑧ 危機管理に関すること
- ⑨ その他必要と認める事項に関すること

(2) 防災関係機関は、町、県及び国等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

3 平常時における放射線の測定

町は、原子力施設からの放射性物質の放出による町内の環境に対する影響を評価するため、必要がある場合は、平常時から放射線の測定を行う。

また、県が測定を行う場合は協力する。

(1) 測定体制の整備等

- ① 放射線計測機器の確保に努めるものとし、確保した機器については、常に使用可能な状態に整備、維持する。
- ② 的確な測定を実施するため、測定を行うものについて、機器の操作や実施手順等の習熟に努める。

(2) 町は、平常時より、県及び国等が公表する空間放射線等の情報を注視する。

4 通信連絡体制の整備

町は、県の災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡を円滑に実施できるよう体制を整備する。また、住民等に正確な情報を迅速に伝達するため、広報車等の緊急時における広報のための設備及び機器の整備を推進する。

5 防災訓練等の実施

町は、緊急時通信訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

第3節 災害応急対策計画

山形県の隣県に立地する原子力施設で大規模な事故が発生した場合、原子力災害による被害を軽減するために実施する原子力災害応急対策について定める。

1 町の対応

町は、県又は国から、山形県の隣県に立地する原子力施設における事故の発生又は原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。)第15条に基づく原子力緊急事態宣言の発出の連絡を受けた場合で、町長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

2 住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、次の事項について情報の提供を行う。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の現況
- (3) 町、県、国及び防災関係機関の対策状況
- (4) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (5) その他必要と認める事項

3 緊急時における放射線測定強化

町は、緊急時における原子力施設からの放射性物質の放出による町内の環境に対する影響を評価するため、原子力施設における事故の覚知以降、放射線の測定を実施又は強化し、県から測定について協力の要請があった場合は協力する。

(1) 放射線等の測定の開始

町は、災害対策本部が設置されると同時に、以下の項目について測定を開始し、既に測定を開始している項目についてはその体制を強化する。

- ① 空間の放射線量率
- ② 飲料水の放射性物質濃度
- ③ 土壌の放射性物質濃度
- ④ 農畜水産物の放射性物質濃度
- ⑤ 廃棄物の放射性物質濃度
- ⑥ その他必要と認められる環境検体の放射性物質濃度等

(2) 測定結果の公表

町は、緊急時における放射線量等の測定結果について、その都度、ホームページにより公表する。

4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対

策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等の屋内退避や避難に関する指示を行うこととなっている。

町は、本町への影響が懸念される場合に、早い段階からの注意喚起を行うとともに、本町に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、住民等に対して屋内退避又は避難の指示を行う。

(1) 住民への注意喚起

町は、原子力災害による本町への影響が懸念される場合、住民の不安を解消し、住民が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

① 町は、屋内退避又は避難の指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

② 町は、県と協力し、住民に対する屋内退避又は避難の指示を以下の情報伝達の方法により行うものとする。また、屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

ア 広報車等による周知

イ 学校、保育所、社会福祉施設等、屋内退避及び避難にあたり特に配慮を要する者を対象とする施設への連絡

ウ 工場、小売店、宿泊施設等、多数の従業員及び利用者が滞在する事業所における館内放送等による周知

エ 鉄道事業者による車内放送等による周知

オ 電気通信事業者が提供する緊急速報メール等の送信による広報を行う。

カ 報道機関に対する緊急放送等の要請については、県が行わない場合において、町が行う。

③ 町は、町の区域を越えた広域避難が必要となった場合は、避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について、県の指示に従う。

(3) 避難誘導等に関するマニュアルの策定

① 町は、避難誘導等が的確かつ迅速に実施されるよう、次の事項を記載した避難誘導等に関するマニュアルを策定する。

ア 屋内退避の指示に関する伝達方法等、屋内退避に関する事項

イ 避難の指示に関する伝達方法に関する事項

ウ 避難の経路、避難の手順その他避難の方法に関する事項

エ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

オ 避難の実施に関し必要な事項

② 町は、次の事項に留意し、避難誘導等に関するマニュアルを策定する。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

イ 避難先、一時集合場所及び集合方法

ウ 集合に当たっての避難住民の留意すべき事項

エ 避難誘導等にあたる職員等の配置並びに担当業務、連絡先等

オ 災害時要援護者への対応

- カ 要避難地域における残留者の確認方法
- キ 屋内退避及び避難誘導中における食料等の支援
- ク 避難住民の携行品及び服装
- ケ 避難誘導から離脱した際の緊急連絡先等
- コ その他、屋内退避並びに避難に関して必要な事項

5 緊急医療活動

町は、県が行う事故発生地域からの避難者への除染スクリーニング、被ばく医療機関への移送に協力する。

6 飲食物の摂取制限措置等

(1) 飲食物の摂取制限措置

町は、緊急時における放射性物質濃度等の測定結果、水道水や飲食物の放射性物質濃度が、食品衛生法で定める基準値を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、県及び国の指導・助言・指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

(2) 農林水産物等の採取及び出荷制限

町は、緊急時における放射線等の測定の結果、農林水産物等の放射性物質濃度が、食品衛生法の基準を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう、県及び国の指導・助言・指示等に基づき、農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者等に対し、指示を行う。

7 風評被害等の影響の軽減

町は、県及び国並びに関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、農林業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

第4節 災害復旧計画

原子力緊急事態宣言が解除された後、住民生活の早期安定を図るため、放射性物質に汚染された物質の除去等や各種制限措置等の解除について定め、早期復旧を目指す。

1 放射性物質による汚染の除去等

町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を促進する。

2 各種制限措置等の解除

(1) 各種指示の解除

町は、県から避難等の指示を解除するよう指示があった場合は、避難等の指示を解除し、住民に対しその旨を伝達する。

(2) 各種制限措置の解除

町は、県が放射性物質及び放射線による影響を受けるおそれがないと認め、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を指示した場合は、各種制限措置を解除し、住民に対しその旨を伝達する。

3 放射線等の測定の実施及び結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、県及び関係機関と協力して放射線等の測定を行い、その結果を速やかに公表する。

4 住民相談体制の整備

町は、住民からの多様な相談、問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

5 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

(1) 被災住民等の登録

町は、県と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、屋内退避等の各種措置をとった住民等に対し、原子力災害時にその地域に所在した旨の証明及び屋内退避施設又は避難所等において講じた措置等について登録を行うものとする。

(2) 町は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して町において被災者が受けた損害を調査する。

- ① 屋内退避、避難の措置
- ② 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物に対する出荷制限等の措置
- ③ 立入制限等の措置
- ④ 農耕・漁獲制限措置

⑤ その他、町又は県が指示した事項

(3) 諸記録の作成

町は、県と協力して、応急対策及び復旧対策として措置した諸記録を作成する。